平成２３年（フ）第７５６号
埼玉県飯能市栄町18番地16飯栄ビル404、住民票上の住所埼玉県飯能市大字宮沢590番地
破産者　小岩井英樹
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１号
栃木県小山市東間々田３丁目37番12号、開始決定時の住所栃木県小山市乙女３丁目21番10号
破産者　川島　孝雄
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３５９号
札幌市豊平区美園11条６丁目３番10―511号
破産者　正村　充宏
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９５号
長野県上田市上塩尻948番地13、開始決定時の住所長野県上田市上田1783番地３
破産者　戸島あい子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３８９号
奈良市西登美ヶ丘８丁目21番４号
破産者　梅田　政見
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第７１９号
広島市東区戸坂出江２丁目８番23号
破産者　日南惠美子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４５号
広島県福山市南蔵王町４丁目７番38―1304号
破産者　池田港町クリニックこと　池田　一則
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９１５号
熊本市東区下南部２丁目５番２―103号
破産者　橋本　　修
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６８号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目32番22号　グレートハイツ双葉ケ丘101
破産者　船岡　　実
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
横浜市保土ケ谷区釜台町５番４―306号
破産者　小倉喜一郎
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７９号
静岡県裾野市千福が丘２丁目12番９、前住所静岡県裾野市平松482番地の１
破産者　佐野　暢彦
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
静岡県浜松市北区初生町566番地の６　サンライズ初生Ａ102号室、前住所静岡県浜松市東区笠井町465番地
破産者　渡辺　顯峙
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
奈良県天理市川原城町265番地
破産者　居酒屋明石こと　馬場　悦子
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１３００号
広島市中区堺町２丁目４番18―408号
破産者　武内　孝之
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１号
広島県世羅郡世羅町大字本郷632番地11
破産者　原田　　亨
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
長崎県長崎市為石町252番地
破産者　髙比良久幸
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
山口県周南市大字大河内2100番地の120
破産者　中野奈緒美
1　決定年月日　平成24年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４８号
京都府綾部市高津町西ノ坪45番地１
破産者　大輝建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年10月12日まで
2　一般調査期日　平成24年11月16日午後２時
平成24年９月14日
京都地方裁判所舞鶴支部破産係